

翼つばさ利用料金は、次表のとおりです。

利用時間		区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
3 時間未満	利用料	7074 円	5286 円	3662 円	3280 円	2986 円
	利用者負担額	707 円	528 円	366 円	328 円	298 円
3 時間以上～ 4 時間未満	利用料	8850 円	6616 円	4578 円	4098 円	3738 円
	利用者負担額	885 円	661 円	457 円	409 円	373 円
4 時間以上～ 5 時間未満	利用料	10616 円	7924 円	5493 円	4926 円	4479 円
	利用者負担額	1061 円	792 円	549 円	492 円	447 円
5 時間以上～ 6 時間未満	利用料	12382 円	9254 円	6409 円	5733 円	5232 円
	利用者負担額	1238 円	925 円	640 円	573 円	523 円
6 時間以上～ 7 時間未満	利用料	17222 円	12883 円	8927 円	7989 円	7281 円
	利用者負担額	1722 円	1288 円	892 円	798 円	728 円
7 時間以上～ 8 時間未満	利用料	17679 円	13221 円	9156 円	8196 円	7466 円
	利用者負担額	1767 円	1322 円	915 円	819 円	746 円
8 時間以上～ 9 時間未満	利用料	18355 円	13886 円	9820 円	8872 円	8131 円
	利用者負担額	1835 円	1388 円	982 円	887 円	813 円

翼つばさがとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
人員配置体制加算 (I)	人員配置 体制加算 (I) 3498 円	左記の1割	(I) (1.5 : 1)
人員配置体制加算 (II)	人員配置 体制加算 (II) 2888 円		(II) (1.7 : 1)
人員配置体制加算 (III)	人員配置 体制加算 (III) 1972 円		(III) (2 : 1)
人員配置体制加算 (IV)	人員配置 体制加算 (IV) 555 円		(IV) (2.5 : 1)
			通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。

福祉専門職員配置等加算 (I) (II) (III)	(I) 163 円 (II) 109 円 (III) 65 円	左記の 1 割	(I) (II) の場合 生活支援員のうち、有資格者が一定割合 ((I) 35% (II) 25%) 以上の場合、利用 1 日につき加算されます。 (III) の場合 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が 3 年以上のものが 30% を超える場合、利用 1 日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算 (I)	305 円	左記の 1 割	看護職員を常勤換算で 1 名以上配置している場合、利用 1 日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算 (II)	610 円	左記の 1 割	看護職員を常勤換算で 2 名以上配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に支援を行っている場合、利用 1 日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算 (III)	915 円	左記の 1 割	看護職員を常勤換算で 3 名以上配置しており、2 人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に支援を行っている場合、利用 1 日につき加算されます。

翼つばさがとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	327 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1 時間未満 2038 円 1 時間以上 3052 円	左記の 1 割	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に月 2 回まで加算されます。
欠席時対応加算	1024 円	左記の 1 割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に月 4 回まで加算されます。
リハビリテーション加算	(I) 523 円 (II) 218 円	左記の 1 割	(I) 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある利用者。 (II) (I) 以外の利用者。 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合利用、1 日につき加算されます。

食事提供体制加算	327 円	左記の 1 割	食事提供体制加算の対象となる利用者に事業所が食事を提供した場合、1 日につき加算されます。
重度障害者支援加算 (I)	545 円	左記の 1 割	(I) 1. 人員配置体制加算 (I) と常勤看護職員等加配加算 (III) を算定配置していること。 2. 重症心身障害者が 2 名以上利用していること。 1~2 の要件を全て満たした場合に、1 日につき加算されます。
重度障害者支援加算 (II)	①3924 円 ※個別支援を開始した日から 180 日以内は+5450 円 ② ①に加えて+1635 円 ※個別支援を開始した日から 180 日以内は①に加えて+2180 円	左記の 1 割	①生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上のものに対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に、一日につき加算されます。 ※個別支援を開始から 180 日以内は+で 1 日につき加算されます ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に、①に加えて+で 1 日につき加算されます。 ※個別支援を開始から 180 日以内は①に加えて+で 1 日につき加算されます。
重度障害者支援加算 (III)	①1962 円 ※個別支援を開始した日から 180 日以内は+4360 円 ② ①に加えて+1635 円 ※個別支援を開始した日から 180 日以内は+2180 円	左記の 1 割	①生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合に、一日につき加算されます。 ※個別支援を開始した日から 180 日以内は+で 1 日につき加算されます。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に、①に加えて+で 1 日につき加算されます。 ※個別支援を開始から 180 日以内は①に加えて+で 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1 時間未満 2038 円 1 時間以上 3052 円	左記の 1 割	従業員が利用者宅を訪問し相談援助を行った場合、月 2 回まで加算されません。
利用者負担上限額	1635 円	左記の 1 割	利用者の依頼により、利用者の負担上

管理加算			限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、1月につき加算されます。
入浴支援加算	872円	左記の1割	
延長時支援加算	1時間未満 664円 1時間以上 1002円	左記の1割	9時間以上の支援について1日につき加算されます。
送迎加算	(Ⅰ) 228円 (Ⅱ) 109円 障害支援区分5、6に該当する利用者が60%以上の場合は+305円	左記の1割	※を全て満たす場合は(Ⅰ) ※のいずれかを満たす場合は(Ⅱ) ※1回の送迎につき平均10人以上が利用。 ※週3回以上送迎を行う。 事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
集中的支援加算	広域的支援人材が訪問等をした場合 10900円 ・状態が悪化したものを受け入れた事業所への評価 5450円	左記の1割	・広域的支援人材が訪問等をした場合に加算されます。月4回を限度。 ・状態が悪化したものを受け入れた事業所への評価。この場合に加算されます。
栄養スクリーニング加算	54円	左記の1割	利用開始または利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を相談支援専門員に提供した場合、1日につき加算されます。
栄養改善加算	2180円	左記の1割	低栄養、過栄養状態にある利用者（そのおそれのある利用者を含む）に対して、利用者の栄養状態の改善等を目的として個別で行われる栄養食事相談等の栄養管理で利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行う事が必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。

